

令和5年度 第10回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年1月22日（月）13時30分～14時05分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	石川 文士良		○
	6番	会長職務代理者	青木 長男	○	
	1番	委員	千葉 博		○
	2番	委員	高橋 禎彦	○	
	3番	委員	千葉 三智枝	○	
	4番	委員	千葉 力男		○
	5番	委員	高橋 正洋	○	
事務局		局長	佐々木 元	○	
		次長	小野寺 正耕	○	
		主任主査	島 原理 絵	○	

4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第24号 現状変更届について

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第28号 平泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

【 会 議 の 概 要 】

議長：青木会長職務代理

(13時30分開会)

- 議長 ただいまより、令和5年度第10回平泉町農業委員会総会を始めます。
本日、1番委員、2番委員及び会長から欠席届が出ております。委員総数7名のうち4名出席で過半数に達しておりますので、会議は成立しています。
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。
(なし)
- 議長 それでは、議事録署名人には、3番委員、5番委員の両名を指名します。会議書記には、事務局の小野寺次長と島原主任主査にお願いします。
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 佐々木局長
議長 (会務報告の朗読、説明)
以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長説明願います。
- 佐々木局長
議長 (本日の議案件数等を説明)
それでは、「報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出について」、事務局説明願います。
- 島原主任主査
(報告案件の朗読、説明)
所有者死亡による相続3件です。
- 議長 ただいまの「報告第22号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第22号」を終わります。
議長 次に、「報告第23号 農地法第18条第6項の規定による届出について」、事務局説明願います。
- 島原主任主査
(提出議案の朗読、説明)
所有権移転を伴うための合意解約1件と話し合いによる合意解約1件です。
- 議長 ただいまの「報告第23号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第23号」を終わります。
議長 次に、「報告第24号 現状変更届について」、事務局説明願います。
- 小野寺次長
(提出議案の朗読、説明)
11月総会で報告のあったもののうち1筆追加になります。
- 議長 それでは現地調査をした委員、2番委員。
2番委員 1番委員、推進委員、小野寺次長と現地調査を実施しました。農地として適切に管理されており何ら問題はありません
- 議長 ただいまの「報告第24号」について、発言のある方は挙手をお願いします。
議長 発言がないようですので、「報告第24号」を終わります。
- 議長 それでは議案審議に入ります。「議案第27号 農地法第3条の規定による許

可申請について」、事務局説明願います。

島原主任主査

(提出議案の朗読、説明)

使用貸借していたものを解約し所有権移転するもの1件です。

議 長

それでは現地調査をした委員、5番委員。

5番委員

6番委員、推進委員、小野寺次長と現地調査を実施しました。農地として適切に管理されており何ら問題はありません

議 長

質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議 長

それでは採決を行います。原案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員、可と決定します。

議 長

次に、「議案第28号 平泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を審議いたします。事務局説明願います。

小野寺次長

(提出議案の朗読、説明)

はじめに、本日の案件についてですが、令和6年1月11日付で町長から当委員会会長宛に諮問されたものであります。

今回の諮問におきましては、他法令との調整がなされた実現可能かつ具体的な転用計画があるか、について意見を求められております。

皆様には、事前に農業地区域からの除外に関する検討表、計画図等の資料をお配りしております。農用地利用計画の今回の変更面積については、地域から除外するものが、登記地目が畑1筆184㎡及び田1筆148㎡あわせて332㎡が減となる予定でございます。

番号1番は、事業計画者の農家住宅建築をするための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりがあることから第1種農地に該当します。また、集落接続の例外規定と考えております。

番号2番は、事業計画者の一般住宅建築をするための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、スマートICより概ね300mにあることから第3種農地に該当します。

議 長

質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議 長

それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員、意見なしと決定します。

これをもちまして、令和5年度第10回平泉町農業委員会総会を終わります。
ご苦労様でした。

(14時05分閉会)

【議事録署名】

議 長 会長職務代理者 青 木 長 男 ⑩

署名人 3番 千 葉 三智枝 ⑩

署名人 5番 高 橋 正 洋 ⑩